制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の５の２の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の６第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年 11 月 13 日

鳥取県知事　　平　井　伸　治

１　調達内容

（１）業務の名称及び数量

鳥取情報ハイウェイ通信ネットワーク管理機器賃貸借業務　一式

（２）賃貸借物品の仕様

入札説明書による。

（３）賃貸借期間

令和９年７月１日から令和 14 年６月 30 日まで（60 か月）

（４）納入期限

令和９年６月 30 日

（５）納入場所

入札説明書による。

（６）入札方法

ア　入札は、紙による入札とする。

イ　契約に当たっては、入札書に記載した金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とすること。併せて、課税事業者にあっては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

２　入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）政令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）令和６年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が事務用機器の電気通信機器類に登録されている者であること。

（３）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月 17 日付出第 157 号）第３条第１項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（４）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

（５）本件公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

３　契約担当部局

鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局デジタル基盤整備課

４　入札手続等

（１）入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570　鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局デジタル基盤整備課

電話　0857-26-7849

電子メール　digital-kiban@pref.tottori.lg.jp

（２）入札説明書等の交付方法

令和８年 11 月 13 日（金）から同月 24 日（火）までの間に鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局デジタル基盤整備課ホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/digital-kiban/）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア　交付期間及び交付時間

令和８年 11 月 13 日（金）から同月 24 日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ　交付場所

（1）に同じ

（3）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（4）入札及び開札の日時及び場所

ア　日時

令和８年 12 月２日（水）午前 11 時 30 分とし、開札は、入札の終了後直ちに行う。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月１日（火）午後５時までとする。

イ　場所

〒680-8570　鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県庁本庁舎地階　令和の改新戦略本部・総務部会議室

5　入札参加者に要求される事項

（1）入札書は、件名及び入札者名を記入し、初回は「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書第１回」、「入札書第２回」及び「入札書第３回」と明記した封筒にそれぞれ密封して提出すること。

なお、第２回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、１案件に対し、入札書を２通以上提出した入札として無効とする。

（2）本件入札に参加を希望する者は、２の入札参加資格に適合することを証明する書類を含む入札説明書７に定める事前提出物（以下「事前提出物」という。）を、令和８年11月24日（火）正午までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（3）入札者は、事前提出物に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

（4）事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

6　入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

入札保証金は免除する。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条第１項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第４項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7　その他

（1）入札の無効

２の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

（2）契約書作成の要否

要

（3）落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（4）手続における交渉の有無

無

（5）その他

ア　詳細は、入札説明書による。

イ　仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲内で用語を変更するときがある。